平成２６年（フ）第４４９３号
東京都国立市東１丁目16番地52
破産者　株式会社国立楽器
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６６５９号
東京都世田谷区等々力３丁目５―11　ライオンズマンション等々力第５―501
破産者　田丸　雪絵（旧姓春谷）
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５９６号
東京都大田区大森北４―20―４、商業登記簿上の本店所在地東京都大田区大森北５丁目12番21号
破産者　株式会社エヌ・ティー・エム
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２８１号
横浜市中区末吉町１丁目21番地　ヒューセット飯田503号室
破産者　有限会社ラグナブルー
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０６号
岐阜市加納西広江町２丁目11番地
破産者　毛利　英司
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４５号
岐阜県下呂市乗政1617番地
破産者　有限会社今井土建
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２６年（フ）第１８７号
高知市愛宕山106番地
破産者　株式会社スパイス・プランニング
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１２６号
北九州市小倉南区蜷田若園１丁目11番１号
破産者　株式会社昇和
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２１号
鹿児島県曽於市財部町南俣11270番地５
破産者　有限会社ことぶきや
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第８２１号
福岡県朝倉郡筑前町松延631番地５
破産者　江口　忠征
1　決定年月日　平成26年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４５８号
福岡県糟屋郡新宮町大字三代872番地２ｃａｓａ　ｃａｒｉｎｏ　Ａ
破産者　三浦　真靖
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５７０号
福岡市東区和白東４丁目22番２―202号
破産者　中村　佳政
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５７７号
福岡県筑紫郡那珂川町中原４丁目44番地武末ビル303号
破産者　平原　通雄
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８１６号
福岡県宗像市東郷175番地７
破産者　伊豆丸孝之
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１８３号
福岡市城南区神松寺１丁目23番46号
破産者　ジェイ・エス・エスこと　鮫島　勝郎
1　決定年月日　平成26年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４号
山形県新庄市金沢1835番地の52、開始決定時の住所山形県天童市長岡北３丁目８番14号
破産者　工藤　圭一
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８５７号
福岡市博多区吉塚５丁目17番34―202号
破産者　坂本　　薫（旧姓大林）
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９９１号
福岡県春日市春日原北町５丁目106番地２寿幸荘206号、破産手続開始決定時の住所福岡県春日市下白水南６丁目６番地　シャトレ博多南401号
破産者　徳廣　直樹
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１００号
福岡県福津市中央６丁目12番18号　コーポ美杉103号
破産者　田中　清登
1　決定年月日　平成26年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部